

『憲法14条1項に違反し無効 非嫡出子の遺産相続で最高裁』

平成13年7月に死亡した親の遺産について、嫡出子と嫡出でない子が遺産分割の審判を申し立てた事案で最高裁判所大法廷（竹崎博允裁判長）は、民法900条4号ただし書の規定のうち、嫡出でない子の相続分を嫡出子の相続分の2分の1とする部分は憲法14条1項に違反しないと判断し、同規定を適用して算出された法定相続分を前提に、遺産の分割をすべきだとした東京高裁の判決を破棄し、事案を差し戻した。最高裁は、同規定は法の下での平等を定めた憲法14条1項に違反し無効だとの判断を全員一致で示した。最高裁は判決で、遺産分割にあたり嫡出子と嫡出でない子が差別的に取り扱われてきた歴史的経緯やその解消に向けた動きを総合的に考察。そのうえで、遅くとも相続が開始された平成13年7月当時においては、嫡出子と嫡出でない子の法定相続分を区別する合理的な根拠は失われており、ただし書前段の規定は平成13年7月当時において、憲法14条1項に違反していたと断定した。ただし、今回の違憲判断は、平成13年7月当時から今回の決定までの間に開始された他の相続につき、ただし書前段の規定を前提としてなされた遺産分割審判等の裁判、遺産分割協議、その他の合意等により確定した法律関係に影響を及ぼさないと明示した。

『平成24年派遣労働者 実態調査結果を公表』

多くの企業で採用されている派遣社員だが、その雇用をめぐる契約期間や賃金、業務内容などのトラブルが多いのも事実だ。

先般公表された「平成24年派遣労働者実態調査」の結果によると、過去一年間に派遣労働者から苦情の申し出を受けた事業所の割合は4.2%となっており、その内容は「人間関係・いじめ」が51.7%で最多。以下、「業務内容」が31.1%、「指揮命令関係」が23.3%となっている。

一方で、事業所に苦情を申し出たことがある派遣社員の割合は14.1%（男性9.2%、女性17.9%）で、その内容は「人間関係・いじめ」が25.4%で最多。以下、「賃金」が23.0%、「業務内容」が21.6%となっている。また、派遣元への要望は「賃金制度を改善してほしい」が56.6%で最多、派遣先への要望は「派遣契約期間を長くしてほしい」が37.7%で最多となった。なお、派遣元への要望である賃金制度の改善だが、労働者派遣法の改正により、平成24年10月1日以降終了する事業年度終了後、マージン率の公開が義務づけられている。各社のホームページなどで確認すると派遣会社によりかなり差があるので、派遣社員の採用にあたってはそれらのデータも参考にしたい。

